

## ■低所得者の保険料軽減について

公費の投入により低所得者の保険料負担を軽減する仕組みが設けられています。

第1段階：35,400円(基準額×0.455) → 22,300円(基準額×0.285)

第2段階：53,400円(基準額×0.685) → 37,900円(基準額×0.485)

第3段階：53,800円(基準額×0.69) → 53,500円(基準額×0.685)

## ■介護保険料の納付

特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書・口座振替)の2つの方法に分かれます。特別徴収の人は8月上旬ごろ、普通徴収の人は7月中旬ごろまでに、決定通知書で年間の確定保険料額をお知らせします。また、特別徴収と普通徴収を併用する場合もあるので、注意してください。

### ○特別徴収となる場合

・老齢(退職)、遺族、障害年金の受給額が年間18万円以上の人には、日本年金機構などの年金支払者が、年金の定期支払(偶数月)の際に保険料を差し引きます。

※ただし、年金の受給額が年間18万円以上でも、次のいずれかに該当する人は普通徴収となります

・年度途中で、65歳になった場合や他の市区町村から転入した場合

- ・年度途中で、年金の受給が始まった場合
- ・年度途中で、所得更正などにより保険料の減額決定を受けた場合(年金からの天引きが中止されます)
- ・年度途中で、所得更正などにより保険料の増額決定を受けた場合(増額分が普通徴収となります)
- ・年金の一時差し止めや支給停止になった場合
- ・年金担保貸付金の返済が開始された場合

### ○普通徴収となる場合

・特別徴収の対象とならない人は、市から送付される納付書で、市役所または指定金融機関などで納めます。

・口座振替を希望する場合は、納付通知書、預金通帳、届出印を持参し、直接金融機関の窓口に申し込むか、「安中市Web口座振替受付サービス」からお申込みください。

## ■介護保険料の減免

災害など特別な事情で保険料の納付が困難なときは、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。また、特に生活が困窮し、保険料の全額を負担することが困難なときは、保険料の減額を受け

られる場合があります。

なお、減免などを受けるためには申請が必要となりますので、早めに相談してください。

## ■介護保険料を滞納した場合

特別な事情もなく保険料の滞納が続いた場合、介護保険サービスを利用する際、未納の期間に応じ次の措置が講じられます。

・1年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の全額を一度自己負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われます。

・1年6か月以上滞納すると、保険給付分の一部または全部が一時差し止められ、その中から滞納保険料相当額が差し引かれる場合があります。

・2年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の自己負担割合が引き上げられ、高額介護(介護予防)サービス費などの支給も受けられなくなります。

## ■40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の介護保険料

加入している医療保険ごとの算定方法により決められ、医療保険料と合わせて納めます。

65歳になった月(誕生日の前日の属する月)の分か

ら、医療保険料とは別に、直接市へ納付する方法に変わります。

問困高齢者支援課介護保険係(☎内線1187)